

北海道苫小牧市沖での特定事業者の選定に向けた 本検討会での評価の観点

2025年5月30日

資源エネルギー庁資源・燃料部

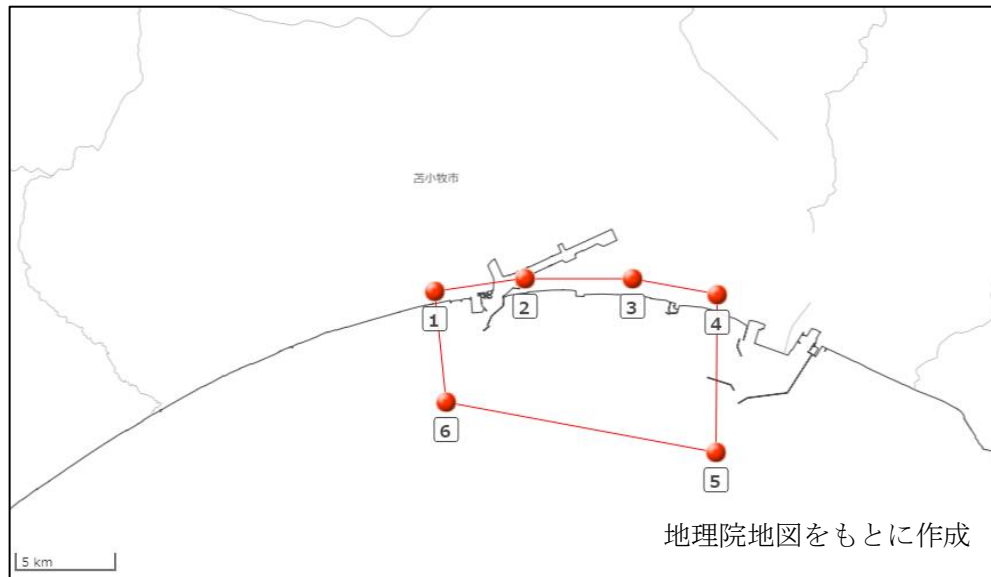
燃料環境適合利用推進課 CCS政策室

CCS事業法に基づく試掘に向けた特定区域指定（北海道苫小牧市沖）

- 試掘を行うためには、CCS事業法に基づき、CCSに向けた試掘が行える区域を国が「特定区域」に指定し、その区域において試掘を行う者を選定し、都道府県知事協議の結果を踏まえて、試掘の許可をすることが必要。
- 苫小牧市沖では、近隣の発電所と製油所からのCO2年間約200万トンを地中貯留する事業が計画されている。また、同地域では、2019年までの3年間で30万トンのCO2を貯留する実証を行った実績があり、CCSへの地域理解も進んでいる。こうした状況を踏まえ、本年2月に、特定区域の第一号として、苫小牧市沖を指定。

<指定した特定区域>

- ・所在地 海域：北海道苫小牧市沖
- ・面積 962,499アール



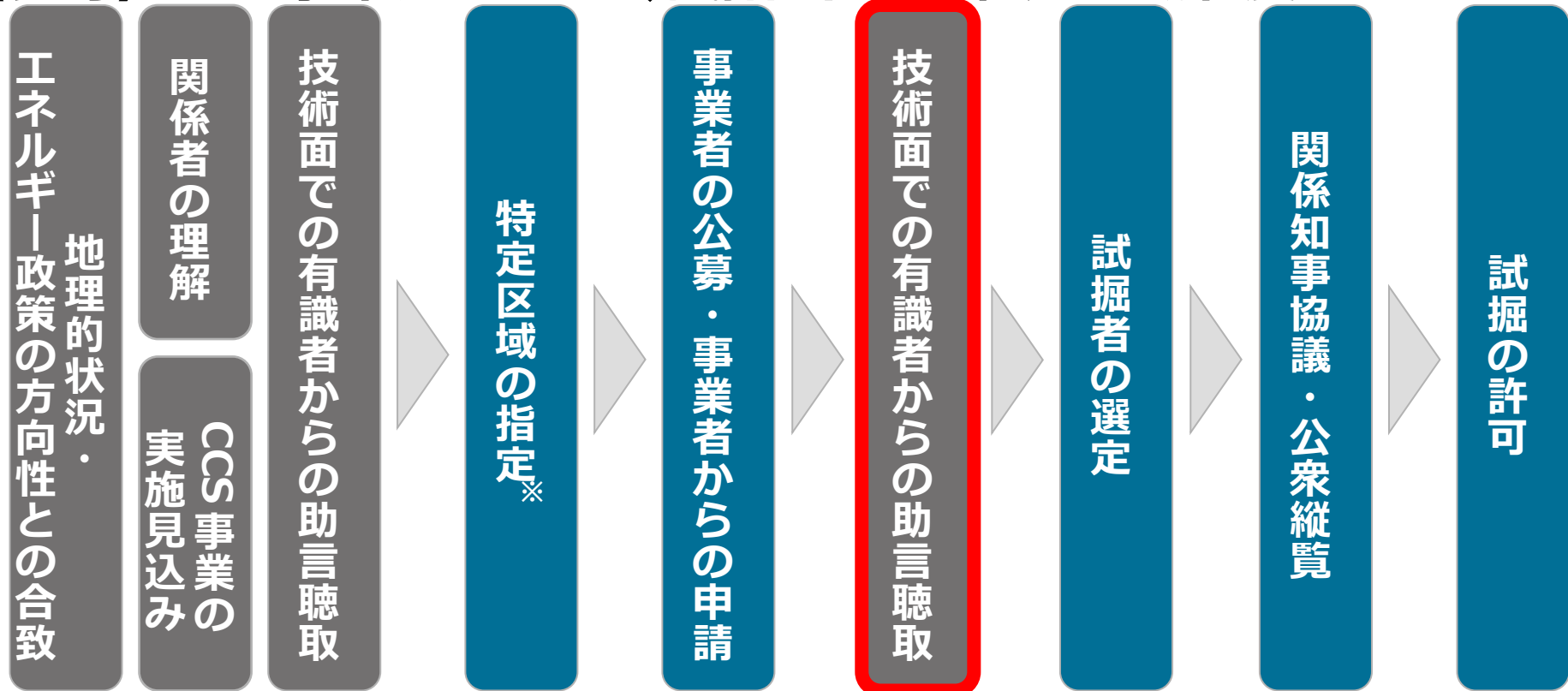
<特定事業者の募集>

2月21日 特定区域指定・公表
～5月21日 事業者募集

<特定事業者を選定するための評価の基準>

- (1) 貯留層又はその可能性のある地層が合理的に使用され、申請に係る試掘区域の地質構造に照らし適切な試掘が実施される見込みがあるか。
- (2) 申請に係る試掘区域における試掘の状況を踏まえ、貯留事業を行おうとする場合、当該貯留事業が、二酸化炭素の分離・回収及び輸送分野と連携したものであり、我が国におけるエネルギー及び鉱物資源の利用による環境への負荷の程度を低減させる実現性が高い事業構想であるか。

(参考) CCS事業法に基づく試掘に向けた特定区域制度



特定区域の指定の要件

- ① 貯留層が存在し、又は存在する可能性があること。
⇒ 技術面から有識者より助言を聴取する。
- ② CO2貯蔵により公共の利益の増進を図るためには、事業者を募集し試掘を行わせる必要があること。
⇒ 我が国の地理的状況やエネルギー政策の方向性に合致し、関係者の理解が一定程度進み、健全な形でCCS事業の実施見込みがあるか。

許可基準

以下の基準を満たす応募者の中から、実施要項の評価基準に照らして最も適切な者を試掘者として選定する。

- ① 経理的基礎、技術的能力及び十分な社会的信用を有すること。
- ② 欠格事由に該当しないこと。
- ③ 他人が行う貯留事業・試掘又は鉱業の実施を著しく妨害しないこと。
- ④ 公共の福祉に反するものでないこと。
- ⑤ 公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと。

※海域における特定区域の指定をしようとするときは、あらかじめ環境大臣に協議し、その同意を得る。

特定事業者の選定に向けた評価の全体像

＜基準適合審査＞

- ① 経理的基礎、技術的能力及び十分な社会的信用を有すること。 ※本検討会で助言いただきたい点
- ② 欠格事由に該当しないこと。
- ③ 他人が行う貯留事業・試掘又は鉱業の実施を著しく妨害しないこと。
- ④ 農業、漁業その他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。
- ⑤ 公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと。

＜特定事業者を選定するための評価の基準に基づく評価＞

- ① 貯留層又はその可能性のある地層が合理的に使用され、申請に係る試掘区域の地質構造に照らし適切な試掘が実施される見込みがあるか。 ※本検討会で助言いただきたい点
- ② 申請に係る試掘区域における試掘の状況を踏まえ、貯留事業を行おうとする場合、当該貯留事業が、二酸化炭素の分離・回収及び輸送分野と連携したものであり、我が国におけるエネルギー及び鉱物資源の利用による環境への負荷の程度を低減させる実現性が高い事業構想であるか。

特定区域における試掘を最も適切に行うことができると認められる者（特定事業者）を選定

関係都道府県知事協議・公衆縦覧

試掘の許可

※この際、本検討会、知事協議、公衆縦覧での意見等を踏まえ、必要に応じて条件を付す。

試掘実施計画の認可

※この際、試掘の許可の際に付した条件を満たしているか確認する。

特定事業者の選定に向けた本検討会での評価の観点

- 「技術的能力を有すること」については、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」の規定に基づき判断する。
- 「貯留層又はその可能性のある地層が合理的に使用され、申請に係る試掘区域の地質構造に照らし適切な試掘が実施される見込みがあるか」については、下記の(1)～(3)により評価する。

技術的能力を有すること

審査基準の規定に基づき審査

申請書に添付する事業計画書、主たる技術者の履歴書等により、試掘を実施するに当たり必要となる技術者の体制が構築されているほか、主たる技術者が許可貯留区域等における貯留事業等及び法第 12 条第 1 項の政令で定めるものの開発に係る事業※（諸外国においてこれらに相当するものを含む。）に従事した経験があると確認できる場合 ※石油・天然ガス開発事業

貯留層又はその可能性のある地層が合理的に使用され、申請に係る試掘区域の地質構造に照らし適切な試掘が実施される見込みがあるか

(1)～(3)により評価

(1) 申請する事業者の適性

対象地域の地質に対する過去の活動実績や対象地域における試掘に対する類似業務実績等を踏まえ、適切な試掘が実施される見込みがあるかの観点から、申請する事業者の適性を評価する。

(2) 掘削する対象層準及びその位置の適性

遮蔽層及び貯留層又はその可能性のある地層の貯留事業を目的とした合理的利用の観点から、掘削する対象層準及びその位置が不適切ではないか評価する。

(3) 地層評価計画の適性

遮蔽層及び貯留層又はその可能性のある地層の貯留事業を目的とした合理的利用の観点から、試掘許可申請にある掘削対象層準及び掘削位置、そこで取得する坑井データを踏まえて、地層評価計画の適性を評価する。